

## 介護保険事業に係る留意点について

### ① 特別養護老人ホーム入所者への待機辞退の取扱いについて

長岡市では特別養護老人ホームの真の待機者を把握したいため、別紙の周知文書「入所申込した他の施設への辞退の連絡について」を作成し、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへ勧奨をお願いしています。

各事業所の皆様からも利用者等から相談があった際には支援に御協力いただきますようお願いいたします。

また、長岡市では定期的に待機者の調査を行っているところですが、「待機者・家族等と連絡がつかない」、「他の特別養護老人ホームへの入所している」など、真に入所が必要な方を把握できていない状況が見受けられます。各施設におかれましては、定期的に待機者の整理、見直しを実施し、職権で待機者名簿から削除するなど、適切に管理いただくようお願いいたします。

### ② 過誤処理による高額介護サービス費への影響について

介護保険サービス事業所が過誤処理を行ったことで、保険者（市町村）が被保険者に支給している高額介護サービス費（1か月当たりの介護サービス費用の利用者負担額が定められた上限額を超えた分を払い戻すもの）に影響が出る場合があります。

過誤処理を行い、利用者負担額を利用者に返還した際は、利用者に保険者から高額介護サービス費の返還を求める場合があることを説明してください。

### ③ 介護保険に関連した世帯分離の届出について

サービス利用者のご家族から「同居していても、住民票上の世帯分離をすれば負担限度額認定が受けられると、事業所・ケアマネージャーから聞いた」など、世帯分離について、お問合せを受けることがあります。

住民票上の「世帯」とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」と定義されており、世帯分離を含む住民異動に関する届出は居住実態に即したものでなければなりません。

介護保険料や介護保険サービス利用料を軽減する目的、特に負担限度額認定の要件を満たすため、居住実態に即していない虚偽の世帯分離の届出を行った場合は、過料に処される可能性があります。世帯分離について、利用者に誤った案内しないよう注意してください。

### ④ 住所地特例施設や地域密着型サービス利用者の住所の異動について

住所地特例対象施設へ他市町村から転入して入居する際に、居住実態がないにもかか

わらず長岡市内の親族等の住宅に住所を異動した場合、住所地特例の対象となりません。住所地特例は施設所在地の財政負担が集中するのを防ぐための制度であり、他市町村に住所を有する方が長岡市内の住所地特例対象施設に入居する場合は、入居前に住所があった市町村が保険者となります。他市町村からの入居者を受け入れる際には、利用者等に施設から住所地特例についての説明をお願いします。

また、長岡市内の地域密着型サービス利用のため、他市町村からグループホームや長岡市内の親族宅等へ住所異動を行った事例が発生し、不適切な事例として注意しました。長岡市内の地域密着型サービスを利用できるのは「長岡市に住所を有する住民のみ」です。利用希望者が地域密着型サービスの利用を目的として、他市町村から住所を異動していないかなど、十分に確認をしてください。

#### ⑤ 長岡市介護保険条例施行規則改正、長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金の様式の改正について

各申請様式の委任状について氏名を自署する場合は押印不要となったこと、各支給金の受取りは公金受取口座を利用できるようになったことに伴い、令和6年4月からホームページ掲載の以下の様式を改正します。

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い支給申請書（兼受領委任状）
- ・ 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

また、長岡市への請求書は請求者の押印が不要となったため、長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金請求書の様式を改正しました。

令和6年4月1日以降に各申請書、請求書のデータを使用する場合は、必ず長岡市ホームページから新様式をダウンロードしてください。

担当：介護保険課

TEL：（0258）39-2245

FAX：（0258）39-2278